

Q1 入院時の食事代(入院時食事療養費 又は 入院時生活療養費)の差額支給申請をしたいのですが、その領収書を紛失してしまいました。どのように手続きをすれば良いですか？

A1 所得区分が低所得Ⅱ又はⅠに該当する人が、入院時に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険医療機関等に提示しなかった場合(食事代の減額を受けられず、一食あたり460円を支払った場合)、お住まいの市(区)町の担当窓口で「入院時食事療養費(又は 入院時生活療養費)」の差額支給申請をすることができます(申請書は、食事代を支払った日の翌日から2年(時効)以内に提出してください)。

「入院時食事療養費(又は 入院時生活療養費)」の差額支給申請書に添付する食事代の「領収書」を紛失された場合は、病院に「支払証明書」の発行をご相談ください(支払証明書には、入院期間・食事回数・領収金額の記載が必要です。また、支払証明書の発行には、別途手数料が必要な場合があります)。

なお、市(区)町の窓口へ、申請手続きに行かれる際は、次のものをご用意ください。

[申請手続きの際に用意していただくもの]

- ① 本人確認書類(後期高齢者医療被保険者証など)
- ② 食事代に係る領収書 又は 支払証明書
- ③ 療養費の振込先の口座を確認できるもの(通帳など)

※ 被保険者本人以外の口座への振込みを希望される場合は、委任状が必要。

- ④ 認印
- ⑤ その他(遺族が申請される場合は、後期高齢者医療給付費受領申立書・続柄確認書類等)